

大津市公報

平成 24 年 12 月 17 日 第 2 1 2 0 号

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

	戏	見り	
121	大津市補助金等	交付規則の一部を改正す	る規則1
122	大津市契約規則	の一部を改正する規則	
	告	示	
235	道路の区域の変	更について	2
236	道路の供用の開	始について	3
246	中国残留邦人等	の円滑な帰国の促進及び	永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療
ħ.	機関の指定等につ	いて	3
247	中国残留邦人等	の円滑な帰国の促進及び	永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援
4	合付のための施術	を担当する施術者の指定	について3
248	生活保護法によ	る指定医療機関の指定等	について4
249	生活保護法によ	る指定介護機関の指定等	について4
250	生活保護法によ	る医療扶助のための施術	を担当する施術者の指定について6
251	介護保険法によ	る指定居宅サービス事業	者の指定について6
252	介護保険法によ	る指定介護予防サービス	事業者の指定について7
	公	告	
	農用地利用集積	計画公告	7
	農用地利用集積	[円滑化事業規程変更承認	3公告7
	都市計画法に基	づく開発行為に関するⅠ	事完了公告8
	都市計画法に基	づく開発行為に関するⅠ	事完了公告8
	都市公園の開設	と公告	8

規則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第121号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金の項の次に次のように加える。

定期予防接種の県外接種 費用助成金 やむを得ない事情により県外において法定期間内に予防接種を受けることとなった者に対し、当該予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3項の表定期予防接種の県外接種費用助成金の項の規定は、平成24年4月1日以後に実施された予防接種に係る費用の助成について適用する。

.....

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第122号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)及び様式第1号の2(裏)中「要件に該当することを誓約します」を「いずれにも該当することを誓約するとともに、下記第4項に該当するか否かに関し、市が滋賀県警察本部に必要な照会をすることについて承諾します」に、

- 「1 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者でない者(地方自治法施行令第167条の4)
 - 2 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者
 - 3 営業活動に必要な許可又は認可を得ている者
 - 4 次の各号のいずれにも該当しない者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す を る暴力団(以下「暴力団」という。)

暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

前各号に掲げる者の統制下にある者

- 「1 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者でないこと。
 - 2 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
 - 3 営業活動に必要な許可又は認可を得ていること。
 - 4 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと。

役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に に関与していると認められるとき。

役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

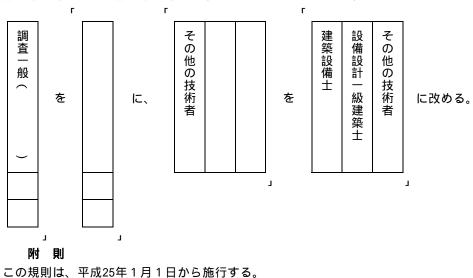
役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

改める。

様式第2号の3及び様式第2号の4中「あて先」を「宛先」に、



告示

大津市告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成24年12月3日から同月17日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。 平成24年12月3日

大津市長 越 直 美

路線名	区間	変 更 の 前後の別		延 長 (メートル)
市道東0378号線	大津市関津一丁目字堂ノ前614番 2 地先から	変更前	最小 5.9~最大 8.8	11.4
印坦宋U3/8亏線	大津市関津一丁目字堂ノ前614番 2 地先まで	変更後	最小 5.9~最大 8.8	11.4

(平成24年12月3日掲示済)

.....

大津市告示第236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、平成24年12月3日から同月17日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。 平成24年12月3日

大津市長 越 直 美

路線名	区間	供用開始年月日
市道幹1114号線	大津市南小松字東出922番 3 地先から 大津市南小松字東出919番 1 地先まで	平成24年12月8日

(平成24年12月3日掲示済)

.....

大津市告示第246号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申請者	指定の 種 別	指定年月日
医療法人誠尽会ほん だクリニック	大津市仰木の里七丁目 1番12号	医療法人誠尽会	医科	平成24年10月1日
高山歯科医院	大津市皇子が丘二丁目10番25 - 103号	医療法人優歯会	歯科	平成24年10月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届出者	指定の 種 別	廃止年月日
ほんだクリニック	大津市仰木の里七丁目 1 番12号	本多 和彦	医科	平成24年 9 月30日
高山歯科医院	大津市皇子が丘二丁目10番25 - 103号	高山 真一	歯科	平成24年9月30日
大津真野医院	大津市真野二丁目 1 番22号	医療法人社団五 心会	医科	平成24年10月31日

大津市告示第247号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

施術	i者氏名	施術者住所	施術所名称	施術所所在地	施術の 種 別	指定年月日
角谷	博幸	大津市仰木の里東一丁目 14番1 - 210号	南比良整骨院	大津市南比良466番地の5	柔道 整復	平成24年 11月19日
板東	洋平	大津市秋葉台10番5号	海晴堂鍼灸整 骨院	大津市丸の内町 9 番30 - 101号	柔道 整復	平成24年 11月19日

大津市告示第248号

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申請者	指定の 種 別	指定年月日
医療法人誠尽会ほん だクリニック	大津市仰木の里七丁目 1番12号	医療法人誠尽会	医科	平成24年10月1日
高山歯科医院	大津市皇子が丘二丁目10番25 - 103号	医療法人優歯会	歯科	平成24年10月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届出者	指定の 種 別	廃止年月日
ほんだクリニック	大津市仰木の里七丁目 1番12号	本多 和彦	医科	平成24年9月30日
高山歯科医院	大津市皇子が丘二丁目10番25 - 103号	高山 真一	歯科	平成24年 9 月30日
大津真野医院	大津市真野二丁目 1 番22号	医療法人社団五 心会	医科	平成24年10月31日

.....

大津市告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち変更、休止又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。 平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年月日
デイサービスセン	大津市坂本六丁	医療法人滋賀勤労	大津市昭和町7	認知症対応型通所	平成24年
ターこすもす	目 6 番31号	者保健会	番16号	介護・介護予防認	3月1日
				知症対応型通所介	
				護	
ほんわかプランケ	大津市穴太二丁	合同会社和輝	大津市穴太二丁	居宅介護支援	平成24年
ア中西	目19番 1 号レイ		目19番 1 号レイ		8月1日
	クハイツ 203		クハイツ 203		
株式会社ビコーズ	大津市坂本八丁	株式会社ビコーズ	大津市坂本八丁	居宅介護支援	平成24年
居宅介護支援事業	目19番 4 号		目19番 4 号		9月1日
所					

大津ファミリーク	大津市大門通11	谷口洋貴	大津市大門通11	居宅療養管理指	平成24年
リニック	番11号洛和大津		番11号洛和大津	導・介護予防居宅	9月1日
	ビル 1 階		ビル 1 階	療養管理指導	
松が丘ケアプラン	大津市松が丘七	株式会社ふく	大津市松が丘七	居宅介護支援	平成24年
センター	丁目15番1号		丁目15番 1 号		9月1日
居宅介護支援事業	大津市朝日一丁	特定非営利活動法	大津市湖青一丁	居宅介護支援	平成24年
所ライフケアシス	目17番地 4	人琵琶湖ライフケ	目 1 番地11		10月1日
テム		アシステム			
町なかデイハウス	大津市朝日一丁	特定非営利活動法	大津市湖青一丁	通所介護・介護予	平成24年
美湖	目17番地 4	人琵琶湖ライフケ	目 1 番地11	防通所介護	10月1日
		アシステム			
こころ大津	大津市横木一丁	アイ&ピース株式	大阪市中央区上	居宅介護支援	平成24年
	目 4 番12号ヴィ	会社	汐 2 丁目 1 番23		10月1日
	ラ東海12号館		号		
	101号室				
キリン薬局大津店	大津市札の辻3	株式会社タイセイ	枚方市春日元町	居宅療養管理指	平成24年
	番10号	メディカルサービ	1丁目22番1号	導・介護予防居宅	10月1日
		ス		療養管理指導	
居宅介護支援事業	大津市大萱三丁	株式会社そら	草津市追分町	居宅介護支援	平成24年
所こてつ	目 6 番30号		784番地130		10月1日
大津ケアセンター	大津市瀬田三丁	株式会社ユニマッ	東京都港区南青	訪問介護・介護予	平成24年
そよ風	目18番20号	トそよ風	山二丁目12番14	防訪問介護	11月1日
			号		

2 変更の届出があったもの

			++ 2 声效 <i>气</i>		亦声
事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	変 更 年月日
木津居宅介護支援	(変更前)	合同会社スマイル	大津市錦織三丁	居宅介護支援	平成24年
事業所	大津市勧学一丁	ライフ	目 3 番17号		9月15日
	目13番 8 号スリ				
	ーハイム302号				
	(変更後)				
	大津市蓮池町14				
	番30号シャルム				
	大津116号				
医療法人社団五心	大津市真野二丁	医療法人社団五心	(変更前)	居宅療養管理指	平成24年
会大津真野医院	目 1 番22号	会	静岡県伊豆市熊	導・介護予防居宅	10月31日
			坂 1255 番 地 の	療養管理指導	
			744 1階		
			(変更後)		
			大津市雄琴六丁		
			目11番8号		
居宅介護支援事業	(変更前)	特定非営利活動法	(変更前)	居宅介護支援	平成24年
所みずうみ	大津市仰木の里	人湖国福祉会	大津市弥生町 7		12月1日
	七丁目6番6号		番50 - 405号		
	(変更後)		(変更後)		
	大津市坂本三丁		大津市坂本三丁		
	目33番55号		目33番55号		
デイサービスみず	(変更前)	特定非営利活動法	(変更前)	通所介護・介護予	平成24年
うみ	大津市仰木の里	人湖国福祉会	大津市弥生町7	防通所介護	12月1日
	七丁目6番6号		番50 - 405号		

- 1		J L		1
	(変更後)		(変更後)	
	大津市坂本三丁		大津市坂本三丁	
	目33番55号		目33番55号	

3 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	休 止 年月日
居宅介護支援事業	大津市大石中一	社会福祉法人大	大津市大石中一	居宅介護支援	平成24年
所リバプール	丁目 5 番14号	石福祉会	丁目 5 番14号		4月1日

4 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年月日
ユーアイ居宅介護	大津市馬場一丁	ユーアイ株式会	大津市馬場一丁	居宅介護支援	平成14年
支援事業所	目 7 番19号	社	目 7 番19号		10月8日
薬膳居宅介護支援	大津市馬場一丁	有限会社薬膳へ	大津市馬場一丁	居宅介護支援	平成16年
事業所	目 7 番19号	ルス・ビューテ	目 7 番19号		2月29日
		1			
瀬田介護支援セン	大津市一里山四	有限会社瀬田介	大津市一里山四	居宅介護支援	平成19年
ター	丁目25番14号	護支援センター	丁目25番14号		2月1日
					_ , , _
B . O . Hケア・	大津市伊香立途	医療法人弘英会	大津市真野五丁	居宅介護支援	平成19年
サービスセンター	中町704番地		目 1 番29号		5 月31日
居宅介護支援事業					
所					
大津ファミリーク	大津市大門通11	齋藤彩	大津市大門通11	居宅療養管理指	平成24年
リニック	番11号洛和大津		番11号洛和大津	導・介護予防居宅	8月31日
	ビル 1 階		ビル 1 階	療養管理指導	
居宅介護支援事業	大津市大萱六丁	株式会社そら	草津市追分町	居宅介護支援	平成24年
所こてつ	目 4 番18号		784番地130		9月30日
医療法人社団五心	大津市真野二丁	医療法人社団五	大津市雄琴六丁	居宅療養管理指	平成24年
会大津真野医院	目 1 番22号	心会	目11番8号	導・介護予防居宅	10月31日
				療養管理指導	

大津市告示第250号

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施術者住所	施術所名称	施術所所在地	施術の 種 別	指定年月日
角谷 博幸	大津市仰木の里東一丁目 14番1 - 210号	南比良整骨院	大津市南比良466番地の5	柔道 整復	平成24年 11月19日
板東 洋平	大津市秋葉台10番5号	海晴堂鍼灸整 骨院	大津市丸の内町 9 番30 - 101号	柔道 整復	平成24年 11月19日

大津市告示第251号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。 平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称及び 代表者の氏名	主たる事務 所の所在地	サービスの 種 類	指 定年月日	介 護 保 険 事業所番号
デイサービス輝	大津市下阪	株式会社サポートワ	大津市仰木の	通所介護	平成24年	2570103487
楽里	本一丁目40	ンセルフ	里一丁目15番		12月1日	
	番 6 号	代表取締役 山奥	14号			
		大輔				
ケアステーショ	大津市今堅	株式会社T.S.I	京都市西京区	訪問介護	平成24年	2570103495
ン えんじゅ	田一丁目21	代表取締役 北山	桂南巽町75番		12月1日	
おごと温泉	番 4 号	忠雄	地 4			

大津市告示第252号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。 平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称及び 代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
デイサービス輝	大津市下阪	株式会社サポートワ	大津市仰木の	介護予防通	平成24年	2570103487
楽里	本一丁目40	ンセルフ	里一丁目15番	所介護	12月1日	
	番 6 号	代表取締役 山奥	14号			
		大輔				
ケアステーショ	大津市今堅	株式会社T.S.I	京都市西京区	介護予防訪	平成24年	2570103495
ン えんじゅ	田一丁目21	代表取締役 北山	桂南巽町75番	問介護	12月1日	
おごと温泉	番 4 号	忠雄	地 4			

公告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成24年11月30日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年11月30日掲示済)

農地利用集積円滑化事業規程変更承認公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の10第1項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程(以下「規程」という。)の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第11条の9第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月4日

大津市長 越 直 美

1 団体の名称

レーク大津農業協同組合

2 農地利用集積円滑化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業

3 農地利用集積円滑化事業の実施地域

大津市の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。)を除く。)

(平成24年12月4日掲示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年12月5日

大津市長 越 直 美

問発が可を受けた老の住所、氏々	開発区域の地名・地番	声	検 査	済 証
開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地雷	面積	交付年月日	番号
大津市別保二丁目7番20号	開発区域	開発区域	平成24年	第1081号
株式会社高栄ホーム	大津市大萱六丁目字南川崎	9,494.37m²	12月3日	
代表取締役 北井 博	2995番 3 及び2997番 3	開発行為に関す		
	開発行為に関する工事の区域	る工事の区域		
	上記地先大津市普通河川等	229.81m²		

(平成24年12月5日掲示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年12月6日

大津市長 越 直 美

問発が可を受けた老の住庭・氏々	ALL + A D C 도 C C B B C C C C D L A D L		検 査	済 証
開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	・地番 面 積		番号
大津市別保一丁目 2 番32号	大津市富士見台字野海道739番	1,664.78m²	平成24年	第1082号
間宮 清司	3、同番4及び821番1		12月 5 日	

(平成24年12月6日掲示済)

都市公園の開設公告

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

平成24年12月17日

大津市長 越 直 美

2	称	位置	区域	供用開始期日
やま	ゆり公園	山百合の丘	別紙図面のとおり	平成24年12月17日

[「]別紙図面のとおり」は省略し、その図面を大津市役所都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。